平成２５年（フ）第８６号
宮城県大崎市古川北町１丁目５番14号　藤本ビル203号
債務者　藤本　信広
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
群馬県沼田市上沼須町710番地
債務者　加藤美知子（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
滋賀県近江八幡市若葉町３丁目1790番地７306号、前住所東京都足立区本木２丁目９番15号　コーポ・アスコット302
債務者　若林　水輝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７３７号
京都府長岡京市今里蓮ケ糸11番地の８　美也古荘（北棟）２Ｆ１
債務者　佐藤　憲弘
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１８号
京都府八幡市男山八望２番地－Ｃ19―106、前住所大阪府大阪市東淀川区豊新５丁目16番27―204号
債務者　森若　太一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４８号
京都市左京区山端川原町21番地１
債務者　アルベロロッソこと　赤木　由佳
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６１号
京都市伏見区深草西浦町２丁目34番地
債務者　田中　州子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００２号
京都市右京区梅津尻溝町８番地１　はなみずきコート嵐山松尾Ｉ番館602
債務者　谷口　　始
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
兵庫県姫路市余部区下余部111番地１宏栄ビル３Ｌ
債務者　増田　三二
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６７号
兵庫県赤穂市さつき町32番地13　ファミーユさつき102、従前の住所兵庫県赤穂市尾崎3161番地15
債務者　藤井　景子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４号
鳥取県倉吉市西福守町600番地８
債務者　川上ハルミ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１１１号
松江市山代町614番地２　宝谷アパート10―1025
債務者　長見　真吾
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地７102号、申立時の住所広島市西区新庄町45番１―807号
債務者　林　眞由美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２４号
広島県廿日市市峠982番地５
債務者　上川　里美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７８号
広島県大竹市西栄１丁目17番10号
債務者　森本　　登
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５０号
福岡市南区大楠１丁目33番21―1007号
債務者　泉川　悟司
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８５号
福岡市早良区原団地15番403号
債務者　河藤　　裕
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部